

平成 29 年 4 月 12 日
(2017 年)

指定家事援助限定型訪問サービス事業所 管理者様

西宮市 法人指導課

家事援助限定型訪問サービスにおける訪問事業責任者及び
介護予防・生活支援員の資格要件について（通知）

平素より、本市介護保険事業の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、家事援助限定型訪問サービスの人員である「介護予防・生活支援員」及び「訪問事業責任者」の資格要件のうち、本市が実施する介護予防・生活支援員養成研修の修了者を要件として定めています。

兵庫県が規定する緩和した基準によるサービスの担い手養成研修標準カリキュラム（以下「標準カリキュラム」という。）と同等のカリキュラムにより、本市の介護予防・生活支援員養成研修を実施しているため、家事援助限定型訪問サービスの人員である「介護予防・生活支援員」及び「訪問事業責任者」の資格要件について、下記の要件を追加いたします。

記

1. 追加する資格要件

- (1) 標準カリキュラムにより兵庫県で実施する研修を修了した兵庫県介護予防・生活支援員と認定された者
- (2) 兵庫県内の市町等が主催する標準カリキュラムと同等以上のカリキュラムと兵庫県が判断する研修を修了した兵庫県介護予防・生活支援員とみなされた者

2. 適用年月日

平成 29 年 4 月 1 日

3. その他

上記 1. (2) において、標準カリキュラムと同等以上のカリキュラムと兵庫県が判断する県内の市町等が主催する研修については、兵庫県HPにて掲載されている一覧で確認するものとする。

兵庫県HP：緩和した基準によるサービスの担い手の養成

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/kanwa.html>

以上

(問い合わせ先)

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号

西宮市 健康福祉局 福祉総括室 法人指導課

TEL 0798-35-3152